

# 南箕輪村 議会基本条例 検証結果集計表 〈2020.02〉

南箕輪村議会基本条例

## 第11条

議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、  
村民の意見や社会情勢の変化を把握しながら、  
常に検証します。

(目的)		
第1条 この条例は、議会活動の基本原則を定めることで、村民の負託に真摯に応え、村民福祉の向上と村政の発展に寄与することを目的とします。		
取組状況		
議会基本条例を平成25年に制定		
課題		
今後の取組み（対策）		
評価	A：概ねできている。 B：ある程度できている。 C：あまりできていない。 D：まったくできていない。	B

(議員の政治倫理)		
第2条 議員は、村民の負託に応えるため、良心と責任感を持って品位を保持し、識見を養うよう努めます。		
取組状況		
課題		
今後の取組み（対策）		
評価	A：概ねできている。      B：ある程度できている。 C：あまりできていない。    D：まったくできていない。	C

(議員の責務)		
第3条 議員は、村民の代表であることを自覚し、村民の意見を的確に把握して、議員としての役割を公正かつ誠実に果たします。		
取組状況		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村政報告会、後援会役員会、村内巡回、多くの村民との接点づくり</li> <li>・ 村民の意見や要望を一般質問に反映</li> </ul>		
課題		
<p>(1) 村民の意見把握について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区、村内へ足繁く通えているか。</li> <li>・ 村全域に関わることができているか。</li> <li>・ 多様性の社会へ対応できているか。</li> <li>・ 幅広く多様な意見を聴くことができているか。</li> </ul> <p>(2) 執行機関への提言について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言数が少ないか。</li> </ul>		
今後の取組み (対策)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員としての役割を理解し、その役割を誠実に果たすために努力する。</li> <li>・ その方策の一つとして、地域に出向く機会を増やし、村民の意見を的確に把握して執行機関への提言等に生かす。</li> </ul>		
評価	A : 概ねできている。      B : ある程度できている。 C : あまりできていない。      D : まったくできていない。	B

(議員の活動原則)		
第4条 議員は、資質向上のため各種研修会に積極的に参加し、専門家による研修会を開催します。		
取組状況		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上伊那市町村議会議員研修会、町村議会改革シンポジウム、伊北議員研修、地方自治政策課題研修会、森林林業林産業活性化研修会、議会運営研修会、土砂災害対策、第2期まちひとしごと総合戦略研修会、政党による研修会</li> </ul>		
課題		
<p>(1) 研修会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修計画の策定が必要か。</li> <li>・ 専門家を講師に招くべきか。</li> <li>・ 南箕輪村議会による研修が不十分か。</li> <li>・ 同じテーマで繰り返し研修する必要は低いか。</li> <li>・ 議員の資質向上を目的とした研修が不十分か。</li> <li>・ 議会の資質向上を目的とした研修が必要か。</li> </ul> <p>(2) 参加について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不要な研修は無いと考えるべきか。</li> </ul> <p>(3) 費用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加費および旅費を全て自己負担するには限度があるか。</li> </ul>		
今後の取組み (対策)		
<p>(1) 研修会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修計画を策定し積極的に参加する。</li> <li>・ 常任委員会主催の研修も検討する。</li> </ul> <p>(2) 内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員数が少数であり、広範囲の知識が求められるため、様々なテーマを設定する。</li> <li>・ 議会の資質向上、議員の倫理観向上を目的とした研修会を検討する。</li> </ul> <p>(3) 費用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修制度を整え、参加費および旅費の自己負担が軽減されるよう検討する。</li> </ul>		
評価	A : 概ねできている。      B : ある程度できている。 C : あまりできていない。      D : まったくできていない。	B

2 議員は、議会および議員活動について村民にわかりやすい説明を行います。		
取組状況		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・村政報告会、後援会役員会、各種会合、地域女性とのおしゃべり会、地区社会福祉協議会、議会だより、議会 WEB サイト、広報誌（議員個人）</li> </ul>		
課題		
<p>(1) 各種会合への参加について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不定期も含めて、各種会合への参加数を増やすべきか。</li> </ul> <p>(2) 説明機会の創出について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員個人単位で、村民に説明する機会を設けていくべきか。</li> <li>・議員個人単位で、全村に広報誌を配布するには負担が大きいのか。</li> <li>・議会 WEB サイトで、迅速で正確な情報発信ができていないか。</li> </ul>		
今後の取組み（対策）		
<p>(1) 各種会合への参加について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区社会福祉協議会や住民との交流の場である各種会合（新年会、忘年会、収穫祭、地域女性とのおしゃべり会など）への参加数を増やす。</li> </ul> <p>(2) 説明機会の創出について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより、議会 WEB サイトなどを充実、活用する。</li> <li>・議員個人としても、議員報告の配布、個人報告会などに取り組む。</li> </ul>		
評価	A：概ねできている。      B：ある程度できている。 C：あまりできていない。      D：まったくできていない。	C

<p>3 議員は、議会全員協議会、各委員会などを通じて、合議制のもと、言論の場として議員間の自由な討議を行います。</p>		
<p>取組状況</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常任委員会、各委員会</li> </ul>		
<p>課題</p>		
<p>(1) 議会全員協議会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由な討議を実施できているか。</li> <li>・ 執行機関の説明が主となっていないか。</li> </ul> <p>(2) 政策テーマの設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策テーマを設定してうえで、自由な討議ができているか。</li> </ul> <p>(3) 実施体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進行役（議長、委員長）によって、討議が円滑に進行しないことはないか。</li> <li>・ 議員個人の知識と訓練は足りているか。</li> </ul>		
<p>今後の取組み（対策）</p>		
<p>(1) 議会全員協議会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由討論の場を設定することを検討する。</li> </ul> <p>(2) 政策テーマの設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策テーマを設定し、自由な討議を促進することを検討する。</li> </ul> <p>(3) 実施体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常任委員会ごとの研究・討議の機会を増やす。</li> </ul>		
<p>評価</p>	<p>A：概ねできている。      B：ある程度できている。 C：あまりできていない。    D：まったくできていない。</p>	<p>B</p>

(議会の責務)		
第5条 議会は、二元代表制のもと、村民の代表機関として村政の課題を把握し、政策の提言や立案に取り組み、村の重要な政策などを決定します。		
取組状況		
委員会毎に課題を把握するための視察および研究を実施、執行機関提出の議案を採択、一般質問にて課題の把握と提言を実施		
課題		
<p>(1) 実施体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経験、知識が足りない議員が多いか。</li> <li>・ 事務局の力に頼ることが難しいか。</li> <li>・ 委員会毎にさらなる研究や視察が必要か。</li> <li>・ 兼業議員は、活動に制約をきたしていないか。</li> <li>・ 議員間の意見交換の場が足りないか。</li> </ul> <p>(2) 課題把握について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員間に認識の差異があるか。</li> </ul> <p>(3) 政策提言について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施できているか。</li> <li>・ 議会全体で取り組んでいるか。</li> </ul> <p>(4) 政策立案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施できているか。</li> <li>・ 実施できない原因が分かるか。</li> <li>・ 議員発議の回数が少ないか。</li> <li>・ 議員と村民の政策合意が得られたとき実現できるか。</li> </ul>		
今後の取組み (対策)		
・ 各種団体との懇談や自由討論などを通じて課題を把握し、常任委員会や議会全員協議会において具体的に政策提言や立案を進める		
評価	A : 概ねできている。      B : ある程度できている。 C : あまりできていない。      D : まったくできていない。	C



2 議会は、村長などの事務執行が適正に行われているか監視します。		
取組状況		
本会議、決算特別委員会、予算特別委員会、議会全員協議会、常任委員会、事務検査、ヒアリング		
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会毎に監視できているか。</li> <li>・様々な分野で問題意識を持つことができているか</li> <li>・質問だけで監視せずに終わっていないか。</li> <li>・議員の力量が不足していないか。</li> <li>・監査委員に負担が集中していないか。</li> <li>・村民からの情報を十分に検証できているか。</li> <li>・議場で十分な討論がなされているか。</li> <li>・修正動議の数が足りているか。</li> </ul>		
今後の取組み（対策）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議、常任委員会ほか特別委員会、議会全員協議会など、議論をより深める機会設ける。</li> <li>・執行機関には、さらに情報の開示を求めていく。</li> </ul>		
評価	A：概ねできている。      B：ある程度できている。 C：あまりできていない。      D：まったくできていない。	B

<p>3 議会は、村長などの事務執行が公平性および効率性をもって行われているか審査し、効果および成果について評価します。</p>		
<p>取組状況</p>		
<p>効果および成果について、数値で評価をしていない。</p>		
<p>課題</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進事例を参考に評価方法を学ぶ必要があるか。</li> <li>・ 評価基準が必要か。</li> </ul>		
<p>今後の取組み（対策）</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価基準の整備を検討する。</li> </ul>		
<p>評価</p>	<p>A：概ねできている。      B：ある程度できている。 C：あまりできていない。    D：まったくできていない。</p>	<p>B</p>

(議会の活動原則)		
第6条 議会は、前条の責務を果たすため、村民の意思および意見の把握に努め、それらを村政に反映させ、村民に開かれた議会を目指します。		
取組状況		
村民の声を聴く会、区長会との懇談会、各種団体との懇談会、中学生模擬議会、中学生模擬議会、議会だより、議会 WEB サイト、動画配信、個々の村民要望ヒアリング、一般質問		
課題		
(1) 村民の意思および意見の把握について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会への関心が低い。</li> <li>・ 必要な調査ができているか。</li> </ul> (2) 村民の声を聴く会について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者数が少ないか。</li> <li>・ 目標数が不適切ではないか。</li> <li>・ 動員が不足しているか。</li> <li>・ 日程、内容に工夫が必要か。</li> </ul> (3) 村民の意思等の村政への反映について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策提言にいたっているか。</li> </ul>		
今後の取組み (対策)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の意思および意見を把握するために、声を聴く会などを継続し、村政への提言、発言者への回答も行う。</li> </ul>		
評価	A : 概ねできている。      B : ある程度できている。 C : あまりできていない。      D : まったくできていない。	C

2 議会は、村民が議会の催す活動へ参加する機会をつくります。		
取組状況		
中学生模擬議会、女性模擬議会		
課題		
<p>(1) 模擬議会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加可能人数に改善が必要か。</li> <li>・執行機関に負担が掛かりすぎか。</li> </ul> <p>(2) 村民の参加について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流の機会が活発であるか。</li> <li>・議会活動に対する関心が低い。</li> <li>・集客に工夫が必要か。</li> <li>・広範囲な人集めが必要か。</li> </ul> <p>(3) 議会の催す新たな活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公職選挙法改正を受け、中学生、高校生との懇談を実施してはどうか。</li> </ul>		
今後の取組み（対策）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・村民が参加できる模擬議会、地区懇談会なども継続するとともに、議会だよりモニター制度も新たに導入する。</li> <li>・中学校と連携する。</li> <li>・誰でも参加できる形を検討する。</li> <li>・地区に出向く形の催しを検討する。</li> <li>・計画的に取り組む。</li> <li>・傍聴者を増やすことから始める。</li> </ul>		
評価	A：概ねできている。      B：ある程度できている。 C：あまりできていない。      D：まったくできていない。	B

3 議会は、他の自治体との交流及び連携を推進し、議会のあり方について調査研究を行います。		
取組状況		
上伊那市町村議会議員研修会、町村議会改革シンポジウム、伊北議員研修、議員定数検討特別委員会		
課題		
<p>(1) 他の自治体との交流及び連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携できているか</li> <li>・目標が存在しないため、意味が薄い。</li> <li>・議員個人が必要な事を見つけるべきか。</li> </ul> <p>(2) 議会のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な議員活動ができているか。</li> <li>・調査研究を担当する機関があるか。</li> </ul>		
今後の取組み (対策)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の議会の優れた実践を採り入れ連携も進める。</li> <li>・複数年にわたる研修なども進める。</li> </ul>		
評価	A : 概ねできている。      B : ある程度できている。 C : あまりできていない。      D : まったくできていない。	B

(村民との連携)		
第7条 議会は、議会報告会、村民各層および各団体との懇談会など、村民との意見交換の場を設けます。		
取組状況		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区長会との懇談会、村民の声を聴く会、各種団体との懇談会</li> </ul>		
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標数が不適切ではないか。</li> <li>・ 動員が不足しているか。</li> <li>・ 早い段階から計画しても、取組が遅いか。</li> <li>・ 取組みが不十分か。</li> <li>・ 村民にとって議会と懇談を持つ意義があるのか。</li> <li>・ 議会活動への要望を中心に聞けるよう工夫すべきか。</li> <li>・ タイミングを考慮しないと、開催後のアクションにつながりにくい。</li> </ul>		
今後の取組み（対策）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村民各層との懇談会を計画的に実施し、地域に出向くなど、きめ細かく取り組む。</li> </ul>		
評価	A：概ねできている。      B：ある程度できている。 C：あまりできていない。      D：まったくできていない。	B

2 議会は、請願、陳情などを政策に関する提案にとらえ、誠実に処理します。		
取組状況		
委員会で処理		
課題		
(1) 取扱いルールについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・村政に直接関係のない案件は処理すべきか。</li> <li>・定期的に提案される同内容の陳情は文書配布すべきか。</li> <li>・郵送案件は処理すべきか。</li> <li>・取扱いルールを定めて、公表すべきか。</li> <li>・民主主義の根幹が問われることを自覚すべきか。</li> </ul>		
今後の取組み（対策）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・請願、陳情に真摯に向き合うために、取り扱いルールを設ける。</li> </ul>		
評価	A：概ねできている。      B：ある程度できている。 C：あまりできていない。      D：まったくできていない。	B

(情報公開)		
第8条 議会は、村民への説明責任を果たし、より開かれた議会を目指すため、議会だよりやホームページなど多様な広報手段を用いて、情報を公開、発信します。		
取組状況		
議会だよりを年4回発行、議会WEBサイトの運営		
課題		
(1) 議会だより <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載内容に正確性を欠くか。</li> <li>・ 誤植が継続しており、改善は見られるか。</li> <li>・ 必要性が低いか。</li> </ul> (2) 議会WEBサイト <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本会議録の公開を早めるべきか。</li> <li>・ 閲覧数は少ないか。</li> </ul>		
今後の取組み (対策)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会だよりモニター制度を設け、改善につなげる。</li> <li>・ 議会WEBサイトは適宜更新し、議員活動の発信に努める。</li> </ul>		
評価	A : 概ねできている。      B : ある程度できている。 C : あまりできていない。      D : まったくできていない。	B



(村長などとの関係)		
第9条 議会は、常に村長など執行機関と緊張関係を保持します。		
取組状況		
本会議は一問一答方式、一部委員会には議会選出議員が所属		
課題		
(1) 緊張関係について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 馴れ合いになっている部分があるか。</li> <li>・ 現在の関係が望ましいか。</li> </ul> (2) 一般質問について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容が広範囲であり、質問要旨の具体化もばらつきがあり、傍聴者に理解しづらいか。</li> <li>・ 実施しない議員がいるか。</li> </ul>		
今後の取組み（対策）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執行機関との緊張関係は各種計画立案への関わり、議員発議、一般質問を通じて村長の姿勢を正すなど、議会としての立場を明確に望む。</li> </ul>		
評価	A：概ねできている。      B：ある程度できている。 C：あまりできていない。      D：まったくできていない。	B

<p>2 議会は、村政における重要な政策および課題を十分に検討するため、村長など執行機関に具体的な説明、資料の提示を求めています。</p>		
<p>取組状況</p>		
<p>議会全員協議会を中心に具体的な説明および資料の提示を受けている。</p>		
<p>課題</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種個別計画の整合性は確保できているか。</li> <li>・ 十分に検討できているか。</li> <li>・ 新人議員が多い。</li> </ul>		
<p>今後の取組み（対策）</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な政策及び課題については、具体的な説明、資料の提供を求めたり、十分に検討する機会を設ける。</li> <li>・ 電子機器の利用も進める。</li> </ul>		
<p>評価</p>	<p>A：概ねできている。      B：ある程度できている。 C：あまりできていない。    D：まったくできていない。</p>	<p>B</p>

(村長などの反問権)		
第 10 条 村長などは、議員の質疑又は質問に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができます。		
取組状況		
未実施		
課題		
なし（執行機関からの反問は現状出ていない）		
今後の取組み（対策）		
なし		
評価	A：概ねできている。 B：ある程度できている。 C：あまりできていない。 D：まったくできていない。	B

(検証および見直し)		
第 11 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、村民の意見や社会情勢の変化を把握しながら、常に検証します。		
取組状況		
未実施		
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・常に検証していない。</li> <li>・村民の意見が、条例に反映していない。</li> </ul>		
今後の取組み（対策）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則 2 年ごとに検証する。</li> </ul>		
評価	A：概ねできている。      B：ある程度できている。 C：あまりできていない。      D：まったくできていない。	C

2 検証の結果、必要な場合はこの条例を見直し、適切な処置を講じます。		
取組状況		
見直し等は未実施、2018年12月に第10条を追加		
課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直し等をしていない。</li> <li>・曖昧な表現箇所があるのではないか。</li> </ul>		
今後の取組み（対策）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証を受け、必要な場合は条例を見直し、適切な処置を講じる</li> </ul>		
評価	A：概ねできている。      B：ある程度できている。 C：あまりできていない。    D：まったくできていない。	D